

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 伊勢市中心市街地活性化庁内検討会

- ・伊勢市中心市街地活性化庁内検討会設置要領
(設置)

第1条 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、本市の中心市街地の活性化を図るよう庁内各課の調整等を行うため、伊勢市中心市街地活性化庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中心市街地活性化に関する庁内の連絡調整に関すること。
- (2) 中心市街地活性化に関する施策の評価及び検証に関すること。
- (3) 中心市街地活性化に関する課題の把握及び分析に関すること。
- (4) 中心市街地活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく中心市街地活性化基本計画の策定に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その他中心市街地活性化に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長、副会長は委員の互選によって選出する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則（平成27年1月19日）

この要領は、平成27年1月19日から施行する。

別表（第3条関係）

| 部局名 | 役職名 |
|----------|--------|
| 危機管理部 | 危機管理課長 |
| 情報戦略局 | 企画調整課長 |
| 環境生活部 | 市民交流課長 |
| | 環境課長 |
| 健康福祉部 | 福祉総務課長 |
| 産業観光部 | 商工労政課長 |
| | 観光振興課長 |
| | 観光誘客課長 |
| 都市整備部 | 都市計画課長 |
| | 交通政策課長 |
| | 基盤整備課長 |
| 教育委員会事務局 | 文化振興課長 |

・ 庁内検討会の活動状況

| | 年 月 日 | 概 要 |
|------|------------|---|
| 第1回 | 平成25年5月28日 | 中心市街地活性化の概要 本会の設置目的 今後のスケジュール |
| 第2回 | 平成25年10月9日 | 中心市街地活性化に係る現況 旧法計画の事業評価（事業進捗状況） |
| 第3回 | 平成25年12月4日 | 事業検証シート及び現況調査の結果報告 中心市街地活性化の方針（案）の検討 中心市街地活性化プラン（案）の対象区域 |
| 第4回 | 平成26年1月28日 | 中心市街地の活性化に向けた考え方 中心市街地の活性化区域や評価指標の設定 中心市街地の活性化のための事業の組み立て |
| 第5回 | 平成26年2月21日 | 中心市街地の活性化区域や評価指標の設定 中心市街地の活性化のための事業の組み立て 中心市街地活性化プラン（案）のとりまとめ |
| 第6回 | 平成27年1月26日 | 中心市街地活性化基本計画に記載する事業 |
| 第7回 | 平成27年8月20日 | 中心市街地活性化基本計画に記載する事業 今後のスケジュール |
| 第8回 | 平成27年11月2日 | パブリックコメントの結果 前回からの変更点と今後のスケジュール |
| 第9回 | 平成28年6月21日 | 中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュール |
| 第10回 | 平成28年9月8日 | 中心市街地活性化基本計画の変更について |

| | | |
|--------|------------------|---|
| | | 中心市街地活性化協議会の動向について |
| 第 11 回 | 平成 29 年 6 月 19 日 | 平成 28 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画の変更及び今後のスケジュールについて |
| 第 12 回 | 平成 29 年 9 月 22 日 | 中心市街地活性化基本計画の変更について 中心市街地活性化協議会の動向について |
| 第 13 回 | 平成 30 年 6 月 14 日 | 平成 29 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画への新規追加事業及び今後のスケジュールについて |
| 第 14 回 | 平成 30 年 10 月 9 日 | 中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュールについて |
| 第 15 回 | 令和元年 6 月 11 日 | 平成 30 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画の変更・新規追加事業及び今後のスケジュールについて |
| 第 16 回 | 令和元年 10 月 4 日 | 中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュールについて |
| 第 17 回 | 令和 2 年 6 月 8 日 | フォローアップ報告書について 第 2 期中心市街地活性化基本計画について |
| 第 18 回 | 令和 2 年 8 月 28 日 | 第 2 期中心市街地活性化基本計画について |

(2) 伊勢市議会における審議内容

| 年 月 | 審議の要旨 |
|----------------------|---|
| 平成 25 年 2 月 常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市駅前整備と伊勢再開発ビルの進捗状況について ・中心市街地活性化基本計画の概要と今後の取り組みについて ・中心市街地活性化基本計画に関する他市の取り組みについて ・法律改正に伴う伊勢市の土地利用方針について |
| 平成 26 年 2 月 常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化プラン(案)の進捗状況について ・中心市街地活性化の旧法計画による実施状況について ・中心市街地における人口等増減の比較について ・中心市街地に関する市民アンケート結果について |
| 平成 26 年 4 月 常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化のビジョン・施策の柱・目標について ・中心市街地活性化の計画区域の設定について ・中心市街地活性化の各エリアにおける事業の方向性について |
| 平成 26 年 9 月 常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社の設立について ・まちづくり会社の中心市街地活性化への関わりについて |
| 平成 26 年 12 月 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社の出資金について ・まちづくり会社に対する伊勢市の果たすべき役割と責任について |

| | |
|-----------------------|--|
| | ・まちづくり会社の収益事業による利益の還元について |
| 平成 27 年 6 月 常任委員会 | ・ 中心市街地の区域及び実施事業について |
| 平成 27 年 8 月 常任委員会 | ・ 中心市街地の区域及び実施事業について ・ パブリックコメントの実施について |
| 平成 27 年 11 月 常任委員会 | ・ 基本計画(案)の変更点について ・ パブリックコメントの結果について ・ 今後のスケジュールについて |
| 平成 29 年 6 月 常任委員会 | ・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について |
| 平成 30 年 6 月 常任委員会 | ・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について |
| 令和元年 6 月 常任委員会 | ・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について |
| 令和 2 年 6 月 常任委員会 | ・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の作成について |
| 令和 2 年 8 月 常任委員会 | ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の目標指標、掲載事業、パブリックコメントの実施、及び今後のスケジュールについて |
| 令和 2 年 1 1 月 常任委員会 | ・ パブリックコメントの実施結果について |

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 伊勢市中心市街地活性化協議会の基本的な考え方

伊勢市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という）は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、伊勢商工会議所とまちづくり会社を核として、伊勢市中心市街地活性化に係る地域団体、商店街、民間事業者、学識経験者、国、県、市等で構成し、伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画について協議し、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について調整を行う。

(2) 伊勢市中心市街地活性化協議会 規約

（設置）

第 1 条 伊勢商工会議所及び伊勢まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「伊勢市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務局）

第 3 条 協議会は、事務を処理するために伊勢商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長 1 人その他必要な職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

(目的)

第 4 条 協議会は、法第 9 条第 1 項の規定により伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第 9 条第 10 項に規定する認定基本計画及びその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(公告の方法)

第 5 条 協議会の公告は、協議会のホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第 6 条 協議会は、その目的を達成するため、総会、役員会、幹事会及び必要に応じて専門委員会を設け次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項についての意見提出

イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換

エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究

オ 協議会の会員及び地域向けの情報発信

カ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) その他中心市街地の活性化に関すること

ア 各種組織、団体との交流

イ 関係情報の収集

ウ その他、目的達成のための必要な活動

(構成員)

第 7 条 協議会の会員は、次の者をもって構成する。

(1) 伊勢商工会議所

(2) 伊勢まちづくり株式会社

(3) 伊勢市

(4) 法第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者

(5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者

(アドバイザーの設置)

第 8 条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第9条 協議会は必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(入会)

第10条 会員として入会する場合は、入会申込書により会長に申し込み、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第11条 別途定めるところにより、会員より会費を徴収することができる。

(退会)

第12条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(役員)

第15条 協議会に次の役員を置くことができる。

(1) 会長1名

(2) 副会長2名以内

(3) 理事20名以内

(4) 会計監事1名

2 会長は、総会において会員の中から選任する。

3 副会長、理事、会計監事は会長が指名する。

4 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続き職務を行うものとする。

(職務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(総会)

第17条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他役員会が必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第18条 役員会は、協議会の目的を達成するために必要な事項の審議及び幹事会協議事項等の承認を行う。

- 2 役員会は会長、副会長、理事をもって構成する。
- 3 役員会は、役員半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第19条 第6条に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため幹事会を設置する。

- 2 幹事会の構成員及び幹事長は会長が指名する。
- 3 幹事会は適宜開催し、活動方針と活動計画を策定し、毎年度の活動報告について審議するするとともに、基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し協議し、意見の提出を行う。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 その他運営に必要な事項は会長の承認を得て幹事長が定める。

(専門委員会)

第20条 幹事会の目的を達成するため、専門的な協議又は調査研究の必要が生じた場合は専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の設置及び構成員は会長の承認を得て幹事長が決める。
- 3 専門委員会協議事項は幹事会に報告を行う。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第22条 協議会の収入は、会費、寄附金及び事業収入による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

(解散)

第23条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附則

- 1 この規約は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

伊勢市中心市街地活性化協議会構成員

| 法令根拠 | 所属団体 | 所属団体役職 | 備考 |
|-----------------------|----------------------------|--------------------|------|
| 法第15条第1項 (商工会議所) | 伊勢商工会議所 | 会頭 | 会長 |
| | | 中心市街地活性化委員会委員長 | 幹事 |
| | | 中心市街地活性化委員会副委員長 | 幹事 |
| | | 中心市街地活性化委員会 | 幹事 |
| | | 中心市街地活性化委員会 | 幹事長 |
| | | 専務理事 | 事務局長 |
| 法第15条第1項 (まちづくり会社) | 伊勢まちづくり株式会社 (伊勢市出資比率3%) | 社長 | 副会長 |
| 法第15条第4項 (観光事業者) | 公益社団法人 伊勢市観光協会 | 会長 | 副会長 |
| | | 副会長 | 幹事 |
| | | 専務理事 | 幹事 |
| 法第15条第4項 (商業者) | 伊勢市商店街連合会 | 会長 | 理事 |
| | 伊勢明倫商店街協同組合 | 理事長 | |
| | 伊勢銀座新道商店街振興組合 | 理事長 | |
| | 伊勢市駅前商店街振興組合 | 理事長 | |
| | 伊勢高柳商店街振興組合 | 代表理事 | |
| | 浦之橋商店街振興組合 | 代表理事 | |
| | 外宮参道発展会 | 会長 | |
| 法第15条第4項 (交通関係) | 三重交通株式会社 | 取締役/不動産営業部担当役員 | |
| | 近畿日本鉄道株式会社 | 執行役員 鉄道本部企画統括部長 | |
| 法第15条第4項 | 伊勢まちなか開発株式会社 | 社長 | |

| | | | |
|-------------------------|-----------------------------|--------|----|
| (再開発事業者) | | | |
| 法第 15 条第 4 項 (市) | 伊勢市 | 副市長 | 理事 |
| | | 観光振興課長 | 幹事 |
| | | 商工労政課長 | 幹事 |
| | | 都市計画課長 | 幹事 |
| 法第 15 条第 7 項 (県) | 三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 | 課長 | 理事 |
| | | 主幹 | 幹事 |
| 法第 15 条第 8 項 (教育・文化) | 神宮司廳 総合企画室 | 室長 | 理事 |
| | | 課長 | 幹事 |
| 法第 15 条第 8 項 (地域経済) | NPO 法人伊勢河崎まちづくり衆 | 理事長 | |
| | 伊勢河崎本通り活性化会議 | 会長 | |
| | 伊勢楽市実行委員会 | 実行委員長 | |
| | 外宮にぎわい会議 | | |
| | 伊勢御遷宮委員会 | 事務局長 | |
| | 伊勢まつり実行委員会 | 会長 | |

オブザーバー

| |
|--------------------------|
| 団 体 名 |
| 経済産業省 中部経済産業局 流通・サービス産業課 |
| 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 |

協議会の開催状況

| 開催日 | 概要 |
|-------------------|--|
| 平成 27 年 3 月 25 日 | 中心市街地活性化協議会設立総会 第 1 回中心市街地活性化協議会 ・規約(案)について ・構成員(案)について |
| 平成 27 年 8 月 31 日 | 第 2 回中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化協議会の概要について ・活動報告と今後のスケジュールについて ・伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)について |
| 平成 27 年 11 月 30 日 | 第 3 回中心市街地活性化協議会 ・専門委員会及びタウンマネージャーについて ・活動報告と今後のスケジュールについて ・伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)とそれに対する意見書(案)について |

| | |
|-------------------|---|
| 平成 28 年 3 月 29 日 | 第 4 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の認定について ・中心市街地活性化協議会運営体制について ・専門委員会の進捗状況について ・中心市街地活性化協議会の事業報告及び事業計画について |
| 平成 28 年 10 月 5 日 | 第 5 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて |
| 平成 29 年 2 月 2 日 | 第 6 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業について |
| 平成 29 年 4 月 18 日 | 第 7 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 28 年度事業報告(案), 平成 29 年度事業計画(案)について |
| 平成 29 年 10 月 2 日 | 第 8 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて |
| 平成 30 年 4 月 23 日 | 第 9 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 29 年度事業報告(案)・平成 30 年度事業計画(案)について |
| 平成 30 年 10 月 11 日 | 第 10 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・中小機構 中心市街地商業活性化診断・サポート事業プロジェクト型の申請について ・活動報告と今後のスケジュールについて |
| 平成 31 年 4 月 16 日 | 第 11 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 30 年度事業報告(案)、令和元年度事業計画・収支予算(案)について |
| 令和元年 10 月 9 日 | 第 12 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて |
| 令和 2 年 6 月 14 日 | 第 13 回中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期フォローアップに関する報告について ・第 2 期基本計画ビジョン・基本方針(案)等について ・令和元年度事業報告・収支決算(案)、令和 2 年度事業計画・収支予算(案)について |

| | |
|------------|---|
| 令和2年9月7日 | 第14回中心市街地活性化協議会 ・第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について |
| 令和2年11月20日 | 第15回中心市街地活性化協議会 ・第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画及び意見書について ・伊勢市中心市街地活性化協議会の活動報告について |

幹事会の開催状況

| | 年 月 日 | 検討課題等 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成27年3月27日 | ・伊勢市中心市街地活性化協議会設立総会について ・伊勢市中心市街地活性化プラン（案）について ・スケジュールについて |
| 第2回 | 平成27年4月24日 | ・コア会議のメンバーについて ・中心市街地活性化事業素案について |
| 第3回 | 平成27年6月2日 | ・中心市街地活性化基本計画の認定制度の流れについて ・中心市街地活性化事業（民間）と活用する補助制度について ・中心市街地活性化協議会構成員について |
| 第4回 | 平成27年7月9日 | ・中心市街地活性化基本計画区域について ・中心市街地活性化事業について ・伊勢市中心市街地活性化協議会新規加入団体（案）について |
| 第5回 | 平成27年8月6日 | ・中心市街地活性化事業について ・伊勢市中心市街地活性化協議会新規加入団体（案）について |
| 第6回 | 平成27年9月18日 | ・伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について ・中心市街地活性化協議会での意見について ・内閣府現地調査について |
| 第7回 | 平成27年11月5日 | ・専門委員会の設置について ・パブリックコメントの結果について ・今後のスケジュールについて ・タウンマネージャーの設置について |
| 第8回 | 平成27年12月17日 | ・伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について ・JT 用地活用事業について ・タウンマネージャーの募集について |

| | | |
|------|-------------|--|
| 第9回 | 平成28年2月10日 | <ul style="list-style-type: none"> ・タウンマネージャーの公募について ・今後の進め方について ・専門委員会からの報告について |
| 第10回 | 平成28年3月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画認定の報告について ・今後の進め方について |
| 第11回 | 平成28年5月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・タウンマネージャーについて ・各事業進捗報告について ・今後の進め方について |
| 第12回 | 平成28年7月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会について ・中小機構サポート事業について ・各事業進捗報告について |
| 第13回 | 平成28年9月6日 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の変更認定申請について ・各事業進捗報告について ・今後の進め方について |
| 第14回 | 平成28年11月18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き地・空きビル活用調査事業の調査状況について ・今後の進め方について |
| 第15回 | 平成29年1月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化協議会(2/2)について ・タウンマネージャー業務評価について ・提案事業について ・今後の進め方について |
| 第16回 | 平成29年4月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/18)について ・今後の進め方について |
| 第17回 | 平成29年7月18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化協議会(10月)について ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について ・今後の進め方について |
| 第18回 | 平成29年11月6日 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR 東海へ伊勢市中心市街地活性化協議会との連携依頼文提出について ・今後の進め方について |
| 第19回 | 平成30年2月14日 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期フォローアップ報告書に関する報告について ・今後の進め方について |
| 第20回 | 平成30年4月13日 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/23)について ・今後の進め方について |
| 第21回 | 平成30年8月8日 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・中小機構 中心市街地商業活性化診断・サポート |

| | | |
|--------|-------------------|---|
| | | 事業プロジェクト型の申請について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について |
| 第 22 回 | 平成 30 年 11 月 28 日 | ・各事業進捗報告について |
| 第 23 回 | 平成 31 年 4 月 11 日 | ・伊勢市中心市街地活性化協議会 (4/16) について ・今後の進め方について |
| 第 24 回 | 令和元年 5 月 24 日 | ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について |
| 第 25 回 | 令和元年 7 月 29 日 | ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・「繋ぐ高柳希望の風事業」 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業申請について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について |
| 第 26 回 | 令和元年 12 月 23 日 | ・各事業進捗報告について |
| 第 27 回 | 令和 2 年 4 月 17 日 | ・定期フォローアップ報告書に関する報告について |
| 第 28 回 | 令和 2 年 8 月 19 日 | ・第 2 期中心市街地活性化事業素案について |
| 第 29 回 | 令和 2 年 10 月 30 日 | ・第 2 期基本計画（案）について ・各事業進捗報告 |

(3) 伊勢市中心市街地活性化協議会の意見

伊勢市中心市街地活性化協議会より伊勢市に対して次の意見書が提出された。

令和3年2月5日

伊勢市長
鈴木健一様

伊勢市中心市街地活性化協議会
会長 山野



第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成28年3月15日に認定を受けた「伊勢市中心市街地活性化基本計画」は、「暮らしやすく、また訪れたいくなる 伊勢のまち」を中心市街地のビジョンとして各事業を実施してきました。JT 用地活用事業では大型福祉施設が完成し、その後は三世代交流事業が開催されています。また駅周辺のホテル建設も完了したことにより、地区周辺で飲食系の新規出店が多数見られ、賑わいが創出されました。各商店街の活動も活発になっており、中心市街地の賑わいも出てきていることから、今後とも活性化への機運をさらに高めることが求められます。

このような中、当協議会と種々議論を重ね策定を進めてまいりました「第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画」は、第1期基本計画の実施により進められたまちづくりをさらに発展・進化させ、「働きやすく、暮らしやすい、歴史と文化を感じる伊勢のまち」を実現するための取組みを提示しており、伊勢市の中心市街地の将来像を的確に示した施策となっています。

当協議会といたしましても、基本計画を推進するため、関係者が一丸となって努力をしてまいり所存であります。

つきましては、以下の意見について、伊勢市中心市街地活性化協議会の総意として、取りまとめたものでありますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

1 意見

伊勢市中心市街地活性化協議会は、第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）について妥当であると判断いたします。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり配慮していただくようお願いいたします。

2 付帯意見

- (1) 今回の基本計画（案）において、観光面における中心市街地の賑わい向上が目標となっている。特に外宮周辺は重要な地区であるが、観光による交通渋滞を緩和し中心市街地内の円滑な移動を創出するために、①伊勢自動車道 玉城 IC から車を降ろすなど、観光客が中心市街地を訪れるような仕組みを構築すること、②外宮周辺等の駐車場不足の解消、③パーク&バスライドや市内環状バスの観光対応の促進と新事業の検討などの中心市街地全体の移動の効率化への取組みを検討すること。
- (2) 基本計画（案）の推進に当たっては、with/after コロナ社会に対応した「新しい生活様式」を取り入れた対策を講じること。
- (3) 政府が発表した「世界レベルのホテルを全国に50カ所程度新設する」という方針を受け、世界で通用するような魅力あるまちづくりに取り組むこと。

【3】基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①過去の取組に対する評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[4]これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

②地域の現状等に関する統計的なデータによる客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

③アンケート調査等から得られた地域住民ニーズに基づく客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[3]地域住民のニーズ等の把握・分析の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析をしている。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①パブリックコメントの実施

中心市街地活性化に関する市民の声を基本計画に取り入れるため、策定の間段階における市民参加の手続きとして、令和2年9月16日から令和2年10月16日まで「伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）」についてのパブリックコメントを実施した。

②各種団体との連携

伊勢市商店街連合会青年部においては、伊勢やまだ大学を組織化し、学生を市民などから公募している。活動としては、全国的に有名なまちゼミを取り入れて商店街各個店の売上向上に繋げているほか、伊勢の歴史文化を学ぶ講座を開催することで、外宮前に広がる山田地域の魅力発信に繋げている。また、地元の皇学館大学だけでなく、滋賀県の立命館大学の食マネジメント学部や、同じ市民大学の東京山の上大学との交流の中で、外から見た伊勢市の情報を吸収し、学生達が様々なサークル活動の中で意見交換することにより、将来のリーダー醸成も進めている。これらの活動を通じて、商店街の垣根を越えた交流が生まれ、店同士が繋がり、団結力を深めることで商店街の魅力を向上させている。

今後、第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画を進めるにあたり、商店街だけでなく、市民団体、地域自治組織、民間事業者、商工会議所、大学等、様々な主体を巻き込み、連携・調整を図りながら、一体となり各種事業を円滑に推進していく。